



75 歳になった方の保険料納付手続の負担が軽減されます。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、高齢者が保険料納付を金融機関まで出向かなくても行えるように、令和元年 11 月 14 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談委員からの意見（要旨）

住民から、「市役所から、75 歳になり後期高齢者医療制度に加入してしばらくの間は、保険料が年金から天引きされないのので、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続をして支払ってください、と言われた。」と相談を受けた。

高齢者にとって、保険料の納付や、口座振替の手続を行うために金融機関に出向くのは大変なので、見直しできないか。

75 歳を迎えた加入初年度は、年金からの天引きの準備が間に合わないため、普通徴収（納付書又は口座振替でのお支払い）となります。



（市区町村における広報例のイメージ）

行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

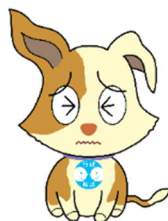
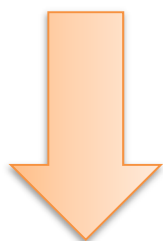
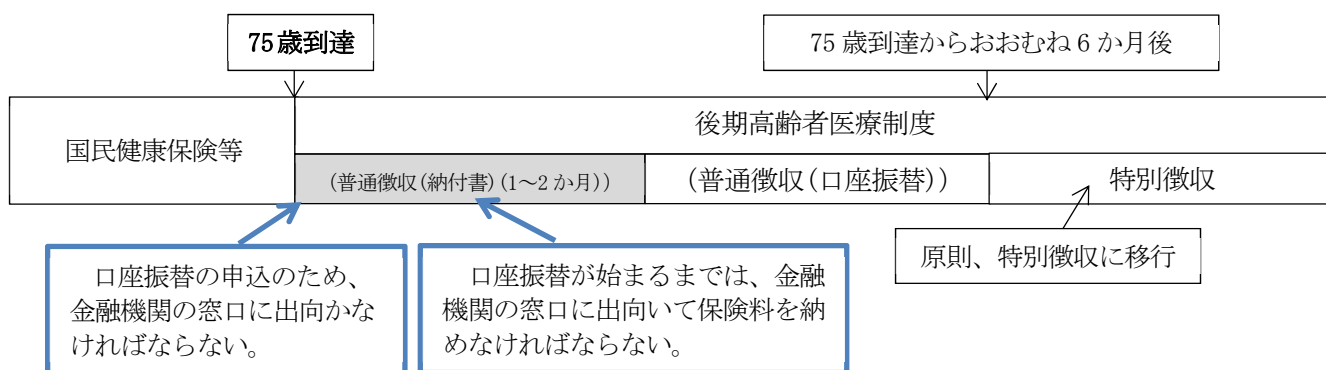
《あっせんの内容》

地方公共団体に対し、以下の取扱いが可能と周知するための通知を発出することについて検討すること。

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が 75 歳に到達する前に、口座振替による保険料の納付を希望する場合には申込書の提出が必要であることを分かりやすく説明する資料と合わせて、口座振替の申込書を送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届けること。

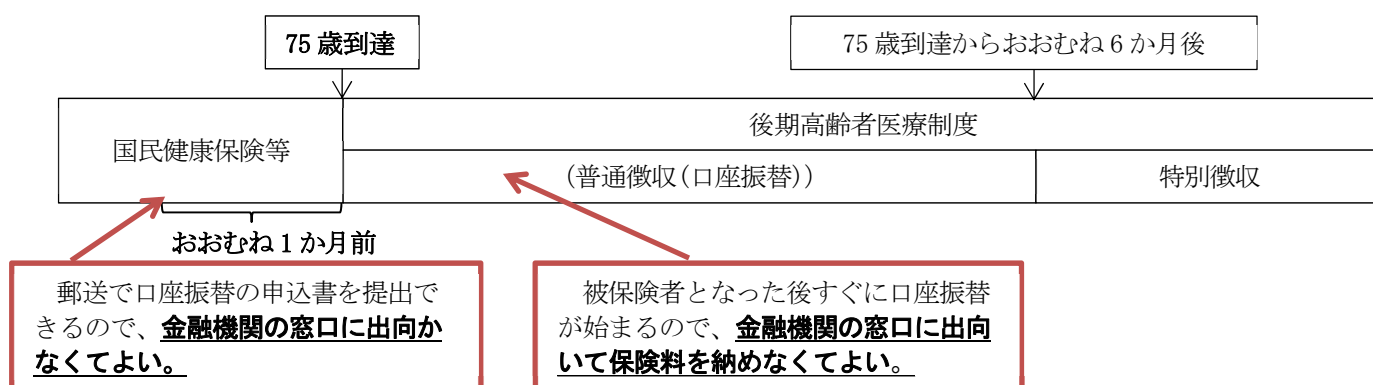
※あっせんによる効果は裏面参照

【現状】



近くに銀行や郵便局がない方や、お体の不自由な方は、わざわざ出かけるのは本当に大変だよ！

【あっせんによる効果（イメージ）】



わざわざ出かけなくてもよくなるね。

〈参考〉 行政相談委員

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティアで、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）が配置されています。

全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設するなどし、皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

(本件に関する連絡先)
総務省 行政評価局 行政相談管理官室
電話：03-5253-5111 (代表)